

可児市下水道事業の適正な使用料の答申案

可児市上下水道事業経営審議会

【下水道使用料】

⇒変更なし（現状維持）

【井戸水併用世帯における認定水量】

世帯人数	案① (5人以降 3 m ³)	案② (5人以降 2 m ³)	現行 (5人以降 2 m ³)
1	12	12	16
2	19	19	20
3	22	22	26
4	24	24	31
5	27	27	34
6	30	29	36
7	33	31	38
8	36	33	40
9	39	35	42
10	42	37	44
11	45	39	46

※5人までは水道使用者の平均値とし、5人以降は1人増加する毎に3 m³とするのか、2 m³とするのかが問題となる。